

青年海外協力隊参加教員推薦要項

平成18年1月6日
文部科学省大臣官房長決定
平成21年2月23日一部改正
平成24年10月31日一部改正
平成25年12月18日一部改正

1. 趣 旨

この要項は、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施する青年海外協力隊事業に教員が参加することにより、当該教員の資質の向上が図られるとともに、開発途上地域の教育や社会の発展に資すること等にかんがみ、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請を受け、文部科学省が機構に対し、参加希望教員を推薦するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 定 義

- (1) この要項において、「青年海外協力隊事業」とは、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号口の規定に基づき、開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動に参加を希望する個人のうち、機構が条約その他の国際約束に基づき、20歳以上40歳未満の者を派遣することをいう。
- (2) この要項において、「教員」とは、国、地方公共団体又は学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員（助教諭、養護助教諭及び講師を除く。）をいう。なお、幼稚園については、学校法人以外の法人等の設置する私立の幼稚園に勤務する教員を含む。
- (3) この要項において、「参加希望教員」とは、青年海外協力隊事業に参加を希望する教員をいう。
- (4) この要項において、「参加期間」とは、機構が青年海外協力隊事業に参加する教員（以下「参加教員」という。）に対して訓練を行う期間、当該教員が開発途上地域に派遣される期間及び帰国手続きに要する期間を通算した期間をいう。

なお、参加期間は原則として選考を実施する年の翌年4月からの2年間とする。ただし、機構において、1年を超えない範囲内で参加期間の延長を希望する場合は、文部科学省を通じて、関係する都道府県若しくは指定都市の教育委員会、国立大学法人又は学校法人等（以下「教育委員会等」という。）に協議することができるものとする。

3. 参加教員の条件

参加教員は、次に掲げる条件のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 奉仕の精神を有し、異質の生活環境に対する適応力を有する者であること。
- (2) 現に教員として勤務し、参加期間の初日において、学校における勤続年数が3年以上であること。
- (3) 機構が参加希望教員の募集を実施する期間の末日における年齢が40歳未満で、日本国籍を有する心身共に健康な者であること。
- (4) 単身で赴任できる者であること。
- (5) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定3級程度又はこれと同程度以上の英語に関する知識及び能力を有し、その向上やその他の語学に関する知識及び能力の取得に努力を惜しまない者であること。
- (6) 参加期間終了後も、引き続き教員として勤務する熱意を有する者であること。

4. 参加希望教員の取りまとめの依頼

文部科学省は、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請に基づき、教育委員会等に対し、参加希望教員の取りまとめを依頼するものとする。

5. 文部科学省による選考

文部科学省は、教育委員会等から、応募に係る書類の提出を受けたときは、選考を実施し、3. のすべてに該当する者を機構に推薦するものとする。

6. 教育委員会等への通知

文部科学省は、5. の選考の結果を遅滞なく教育委員会等に通知するものとする。

また、文部科学省が推薦した者の一次選考の結果及び最終選考の結果を機構から受けたときは、遅滞なく関係する教育委員会等に通知するものとする。

日系社会青年ボランティア参加教員推薦要項

平成20年2月22日

文部科学省大臣官房長決定

平成21年2月23日一部改正

平成24年10月31日一部改正

平成25年12月18日一部改正

1. 趣 旨

この要項は、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施する日系社会青年ボランティア事業に教員が参加することにより、当該教員の資質の向上が図られるとともに、開発途上地域の教育や社会の発展に資すること等にかんがみ、参加希望教員に係る機構からの推薦の要請を受け、文部科学省が機構に対し、参加希望教員を推薦するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 定 義

- (1) この要項において、「日系社会青年ボランティア事業」とは、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号ハ（2）の規定に基づき、中南米の開発途上地域の住民と一体となって、当該地域の日系社会を通じて、当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動を希望する個人のうち、機構が20歳以上40歳未満の者を派遣する事業をいう。
- (2) この要項において、「教員」とは、国、地方公共団体又は学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員（助教諭、養護助教諭及び講師を除く。）をいう。なお、幼稚園については、学校法人以外の法人等の設置する私立の幼稚園に勤務する教員を含む。
- (3) この要項において、「参加希望教員」とは、日系社会青年ボランティア事業に参加を希望する教員をいう。
- (4) この要項において、「参加期間」とは、機構が日系社会青年ボランティア事業に参加する教員（以下「参加教員」という。）に対して訓練を行う期間、当該教員が開発途上地域に派遣される期間及び帰国手続きに要する期間を通算した期間をいう。

なお、参加期間は原則として選考を実施する年の翌年4月からの2年間とする。ただし、機構において、1年を超えない範囲内で参加期間の延長を希望する場合は、文部科学省を通じて、関係する都道府県若しくは指定都市の教育委員会、国立大学法人又は学校法人等（以下「教育委員会等」という。）に協議することができるものとする。

3. 参加教員の条件

参加教員は、次に掲げる条件のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 奉仕の精神を有し、異質の生活環境に対する適応力を有する者であること。
- (2) 現に教員として勤務し、参加期間の初日において、学校における勤続年数が3年以上であること。
- (3) 機構が参加希望教員の募集を実施する期間の末日における年齢が40歳未満で、日本国籍を有する心身共に健康な者であること。
- (4) 単身で赴任できる者であること。
- (5) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定3級程度又はこれと同程度以上の英語に関する知識及び能力を有し、その向上やその他の語学に関する知識及び能力の取得に努力を惜しまない者であること。
- (6) 参加期間終了後も、引き続き教員として勤務する熱意を有する者であること。

4. 参加希望教員の取りまとめの依頼

文部科学省は、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請に基づき、教育委員会等に対し、参加希望教員の取りまとめを依頼するものとする。

5. 文部科学省による選考

文部科学省は、教育委員会等から、応募に係る書類の提出を受けたときは、選考を実施し、3.のすべてに該当する者を機構に推薦するものとする。

6. 教育委員会等への通知

文部科学省は、5.の選考の結果を遅滞なく教育委員会等に通知するものとする。

また、文部科学省が推薦した者の一次選考の結果及び最終選考の結果を機構から受けたときは、遅滞なく関係する教育委員会等に通知するものとする。

青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員の募集について

1. 応募書類

- ア 平成26年度募集に係る派遣教員数の人数枠等について（所属機関で記入）
- イ 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員一覧表（所属機関で記入）
- ウ 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員推薦書（校長が記入）
- エ 応募者調書（参加希望教員が記入）
- オ 応募用紙（参加希望教員が記入）
- カ 語学力申告台紙（参加希望教員が記入）
- キ 健康診断書（参加希望教員が受診の上、本人が厳封）

2. 提出期限・提出先

各応募書類を下記提出期限までにとりまとめの上、文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室海外協力推進係へ各国立大学法人及び各私立学校から直接提出ください。

応募書類	提出期限
ア～カの書類（原本郵送）	平成26年5月 2日（金）
キの書類	平成26年5月 9日（金）

3. 応募に係る留意事項

- 青年海外協力隊と日系社会青年ボランティアの併願はできません。
- キの「健康診断書」については、個人情報保護の観点から参加希望教員本人が厳封した上で原本提出するよう周知徹底をお願いします。また、「健康診断書」の作成には2～3週間を要することもありますので、期限までに文部科学省に提出できるよう、教員に対する受診の周知等の時期について配慮をお願いします。なお、派遣先が開発途上国であることから、健康管理には十分注意していただき、健康に関する留意事項等の情報は募集要項を各教員が各自確認いただくよう周知をお願いします。
- 応募条件である年齢については、平成26年5月12日（月）時点で39歳以下の者が対象となります。
- ア～ウについては、文部科学省ホームページに掲載予定ですので、ダウンロードが可能です。
- エ～キの応募書類は、3月上旬にJICAホームページに掲載されますので、参加希望教員がダウンロードして作成してください。
- 平成25年度募集からは語学申告台紙の提出が必須となりました（ただし、申告できない場合はJICAで実施するTOEIC IPテストを受験することが可能）。一定の基準（例：TOEICスコア330レベル等）を満たしていない場合には、不合格となりますので御留意ください。
- 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア「現職教員特別参加制度」の募集については、JICAが作成する開発途上国からの要請情報の一覧に基づき募集を行っております。要請情報は3月上旬にJICAホームページに掲載される予定ですので、参加希望教員本人が確認してください。

4. 平成26年度春募集から派遣までの主なスケジュール（予定）

【平成26年】

2月	文部科学省から各教育委員会及び国立大学法人へ参加希望教員の取りまとめ依頼及び各都道府県へ私立学校への募集周知依頼
3月	JICA ホームページに開発途上国からの要請情報を掲載 JICA ホームページに応募に必要な書類を掲載 (参加希望教員が応募職種等について検討する十分な時間が確保できるよう、各所属機関においては応募書類提出期限の設定等に配慮をお願いします。)
5月2日	参加希望教員に係る応募書類の文部科学省提出期限
5月9日	参加希望教員に係る健康診断書の文部科学省提出期限
5月下旬	文部科学省による書類選考及びJICAへの推薦 文部科学省から各所属機関へ書類選考の結果を通知
6月下旬	JICAから本人及び文部科学省へ健康診断書の審査結果を通知 文部科学省から各所属機関へ健康診断書の審査結果を通知
6月下旬～ 7月中旬	JICAにおける二次選考（個人面接、技術面接、健康診断）
8月上旬	JICAから本人及び文部科学省へ最終合否の結果を通知 文部科学省から各所属機関へ最終合否の結果を通知

【平成27年】

2月下旬～ 4月上旬	3～10日程度の技術補完研修 (合格通知時に該当となった方のみ。実施時期は職種によって異なるため要確認)
4月上旬～	派遣前訓練開始（約70日間）
6月下旬	派遣